

沼田市中小企業・小規模企業振興基本条例（案）

（前文）

沼田市は、赤城山や武尊山、皇海山などの山々に四方を囲まれ、河岸段丘に代表される豊かな自然資源を有する地域である。戦国時代に沼田氏が居城して以来、明治に至る300有余年の間、真田・本多・黒田・土岐氏の城下町として繁栄した。明治以降は、北毛の交通の要衝として、また、利根沼田圏域の商業の中心として開け、大正時代には上越線が開通し、農林産物の集散地として一層の発展を見た。

第二次世界大戦後は、森林資源を背景に木材関係の工場が増加し、次第に産業の基盤整備が進み、昭和29年4月に、1町4村が合併して沼田市として市制が施行された。平成17年2月に、利根郡白沢村及び同郡利根村との合併により、新「沼田市」が誕生し、利根沼田広域市町村圏の中で、行政、商業、情報その他の生活サービス機能の集積する中核都市として、また、首都圏近郊の観光リゾート地としての役割を担っている。

この発展の原動力として大きな役割を担ってきたのは、地域資源を活用し地域振興に貢献を続けてきた中小企業・小規模企業である。地域に根ざした様々な事業活動により、本市経済を牽引するとともに、本市の雇用を支えている。

しかしながら、経済の国際化による競争激化、人口減少に伴う消費の縮小、少子高齢化に伴う労働力及び後継者の不足など、地域経済を取り巻く環境が変化する中で、多くの市内中小企業・小規模企業は様々な困難に直面している。

本市が持続的に発展を遂げていくためには、中小企業・小規模企業の自主的な努力に加え、市、経済団体その他中小企業・小規模企業に関わる全てのものが緊密に連携し、中小企業・小規模企業の成長と発展が図られ、地域の経済循環が充実するよう支援をしていくことが重要である。地域社会が一体となって中小企業・小規模企業の振興に取り組むことで、「こころ豊かに暮らし、しあわせを実感できるまち沼田」の実現に寄与するため、ここに条例を制定する。

【説明】

本条例は、「中小企業」の振興と合わせて、「小規模企業」の振興を行う必要性を明確化するために、その名称等において「中小企業・小規模企業」と表記しています。

前文では、この条例を制定する背景や趣旨などを示すとともに、中小企業・小規模企業の果たしている役割やその重要性を踏まえ、その振興を図っていくことの重要性など、条例全体の考え方を明記しています。

1段落目、2段落目では、本市の特徴と歴史、産業について記述しています。

3段落目では、地域経済の発展の担い手が中小企業・小規模企業であることについて、4段落目では、中小企業・小規模企業が直面する課題について記述しています。

5段落目では、中小企業・小規模企業の自助努力を前提として、地域全体で中小企業・小規模企業の振興を図るとともに、豊かな地域社会の実現のために条例を制定することを記述しています。

(目的)

第1条 この条例は、中小企業・小規模企業が地域経済の発展に果たす役割の重要性に鑑み、その振興に関する基本理念を定め、市の責務、中小企業者等の役割を明らかにするとともに、中小企業・小規模企業の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を総合的に推進し、もって地域経済の持続的な発展及び市民生活の向上を図ることを目的とする。

【説明】

第1条は、条例の立法目的を簡潔に表現しています。

本条例は、中小企業・小規模企業の振興に関する基本的な方向性や姿勢を示す、いわゆる「理念条例」です。中小企業・小規模企業の振興は、中小企業者等（中小企業者・小規模企業者・中小企業団体）自身をはじめとする関係者が連携し進めていくことが重要であるため、市の責務や、中小企業者等の役割などを明らかにするとともに、中小企業・小規模企業の基本理念や、施策の基本となる事項等を定めるもので、中小企業・小規模企業の振興を図ることが地域経済の持続的な発展と市民生活の向上に寄与することを示しています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する中小企業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 小規模企業者 法第2条第5項に規定する小規模企業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (3) 中小企業団体 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項各号に掲げる中小企業団体その他これらに類する中小企業者及び小規模企業者を構成員とする団体をいう。
- (4) 中小企業者等 中小企業者、小規模企業者及び中小企業団体をいう。
- (5) 大企業者 中小企業者及び小規模企業者以外の事業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (6) 経済団体 商工会議所法（昭和28年法律第143号）の規定に基づき設立された商工会議所、商工会法（昭和35年法律第89号）の規定に基づき設立された商工会、その他の市内における中小企業者等に対する支援を行う団体をいう。
- (7) 金融機関 市内に本店支店等を有する銀行、信用金庫、信用組合その他の金融機関及び群馬県信用保証協会をいう。
- (8) 教育機関等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校その他職業に必要な能力を育成する機関であって市内に所在するものをいう。

【説明】

第2条は、この条例で用いる「中小企業者」「小規模企業者」「中小企業団体」「中小企業者等」「大企業者」「経済団体」「金融機関」「教育機関等」の用語の定義について規定しています。

第3号の「中小企業団体」は、事業協同組合、企業組合などを規定しています。

第4号では、中小企業者・小規模企業者・中小企業団体を合わせて「中小企業者等」と定めています。

※中小企業者及び小規模企業者の定義

| 業種分類 | 中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと) | | 小規模企業者 |
|-------------------|--------------------------|-----------------|-----------------|
| | 資金の額又は 出資額の総額 | 常時使用する 従業員の数 | 常時使用する 従業員の数 |
| 製造業、建設業、 運輸業 等 | 3億円以下 | 300人以下 | 20人以下 |
| 卸売業 | 1億円以下 | 100人以下 | 5人以下 |
| 小売業 | 5,000万円以下 | 50人以下 | |
| サービス業 | | 100人以下 | |

第6号の「経済団体」は、商工会議所、商工会、農業協同組合など、主として中小企業・小規模企業や地域経済の振興に関する活動を行う団体を規定しています。

第8号の「教育機関等」とは、学校教育法第1条に基づく幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等のほか、職業に必要な能力を育成する機関（利根沼田テクノアカデミー、利根沼田地区高等職業訓練校など）を規定しています。

(基本理念)

第3条 中小企業・小規模企業の振興は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 中小企業者等の創意工夫及び自主的な努力による経営の改善及び生産力の向上を促進すること。
- (2) 地域経済の発展、雇用の創出及び市民生活の向上に資すること。
- (3) 市、中小企業者等、大企業者、経済団体、金融機関、教育機関等及び市民が連携し、及び協力して、効果的な施策に取り組むこと。
- (4) 人材、技術、自然、歴史、伝統、文化、特産物その他の地域資源を積極的に活用すること。
- (5) 経営資源の確保が困難であることが多い中小企業者等の状況に配慮し、受注機会の拡大に努めることにより、地域経済の循環及び活性化に資すること。

【説明】

第3条では、中小企業・小規模企業の振興を推進していく上での基本理念（根本的な考え方や基本姿勢）を定めています。

中小企業基本法第3条の基本理念において、「中小企業者の自主的な努力が助長されることを旨とし（中略）その多様で活力のある成長発展が図られなければならない」と規定されています。第1号では、中小企業・小規模企業の発展に向け、中小企業・小規模企業自らによる創意工夫と経営の向上に対する努力を促進する取組が重要であることを示しています。

第2号では、「中小企業・小規模企業は多様な事業活動を通じて地域経済の発展に寄与し、雇用の場を創出するなど、市民生活の向上に大きく貢献する重要な存在である」ことを共通認識することが重要であることを示しています。

第3号では、中小企業・小規模企業の振興に関わる全ての者が、それぞれの立場・役割について相互に理解を深め、連携・協力して、中小企業・小規模企業の振興に取り組むことが重要であることを示しています。

第4号では、本市の地域資源の活用の重要性について示しています。地域資源の一つとして人材を挙げていますが、これには、起業に挑戦する人や市民活動をしている人も含まれています。

第5号では、中小企業・小規模企業の受注機会を増やすことで、市内での経済循環を進め、それによる地域経済の活性化を目指すこととしています。

（市の責務）

第4条 市は、基本理念に基づき、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を計画し、及び総合的に推進するものとする。

2 市は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策の推進に当たっては、必要な情報の収集及び提供を行うものとする。

3 市は、国、群馬県、中小企業者等、大企業者、経済団体、金融機関、教育機関等及び市民との連携を積極的に行うよう努めるものとする。

4 市は、中小企業・小規模企業の振興が地域経済の発展及び市民生活の向上において果たす役割の重要性について、市民への理解を深めるよう努めるものとする。

5 市が行う工事の発注並びに物品及び役務の調達に当たっては、予算の適正な執行に留意しつつ、中小企業者等の受注機会の確保に努めるものとする。

【説明】

第4条では、中小企業・小規模企業の振興に当たり、市が努めるべき責務について定めています。

第1項では、市は、基本理念に基づき、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を計画し、総合的に推進することとしています。

第2項では、施策の推進に当たっては、必要な情報収集を行い、中小企業者等に的確な情報提供を行うこととしています。

第3項では、国、群馬県、中小企業者等をはじめとする関係者間との連携に努め、市全体で中小企業・小規模企業の振興に取り組むこととしています。

第4項では、市全体で中小企業・小規模企業の振興に取り組んでいくため、その重要性について、市が市民に説明し、理解を深めるよう努めることとしています。

第5項では、市が発注する工事等において、中小企業者等の受注機会の確保に努めることとしています。

(中小企業者等の役割と努力)

第5条 中小企業者等は、事業活動を行うに当たり、経済的社会的環境の変化に即応して、その事業の持続可能な成長と発展を図るため、主体的かつ積極的に経営基盤の強化及び経営の革新に努めるものとする。

2 中小企業者等は、地域社会を構成する一員として、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に貢献するよう努めるものとする。

3 中小企業者等は、中小企業者、小規模企業者、国、群馬県、市、経済団体、金融機関及び教育機関等との連携を図るよう努めるものとする。

4 中小企業者等は、地域における雇用の創出、人材育成、円滑な事業承継及び意欲的に働き続けることができる労働環境の整備を推進するよう努めるものとする。

5 中小企業者等は、地域経済の循環を促進するため、市内において生産され、製造され、及び加工される製品並びに提供されるサービスの利用に努めるものとする。

6 中小企業者等は、地域経済の振興を図るため、経済団体へ加入するよう努めるものとする。

【説明】

第5条では、本条例の目的を実現するためには、中小企業者等の自主的な努力が不可欠であり、中小企業者等が努める役割を定めています。

第1項では、中小企業・小規模企業の振興においては、基本理念のとおり、まず、中小企業者等の創意工夫及び自主的な努力が必要であり、中小企業者等の事業継続及び成長により、地域社会の発展が図られるため、経営基盤の強化、経営の革新に努めることとしています。

第2項では、中小企業者等は、地域の経済・雇用を支え、市民生活の向上に重要な役割を果たしているという社会的責任の自覚と、地域社会への貢献に努めることとしています。

第3項では、中小企業者等は、単独では困難な経営資源の確保が、事業の持続的な発展に資することから、各企業者等間や関係機関との連携・協力に努めることとしています。

第4項では、中小企業者等は、地域経済の重要な担い手であることから、雇用機会確保、人材育成とともに、円滑な事業承継や働きやすい職場環境づくりに取り組むよう努めることとしています。

第5項では、中小企業者等は、市内で生産された商品の購入やサービスの利用を通じ、地域内における経済循環を高め、地域の活性化に努めることとしています。

第6項では、中小企業者等は、商工会議所や商工会など、中小企業者等の支援を行う団体に加入することで、地域経済の振興に努めることとしています。

(大企業者の役割)

第6条 大企業者は、中小企業・小規模企業の振興が地域経済の発展及び市民生活の向上において果たす役割の重要性を理解し、市が実施する中小企業・小規模企業振興施策に協力するよう努めるものとする。

2 大企業者は、市内において生産され、製造され、及び加工される製品並びに提供されるサービスの利用に努めるものとする。

【説明】

第6条では、中小企業・小規模企業の振興における大企業者が努める役割について定めています。

第1項では、大企業者は地域社会において大きな影響力を持っていることから、中小企業・小規模企業振興施策への理解と協力を努めることとしています。

第2項では、大企業者は市内で生産された商品の購入やサービスを利用することで、地域経済の安定に配慮するなど、中小企業・小規模企業の振興につながる事業活動を行うよう努めることとしています。

(経済団体の役割)

第7条 経済団体は、中小企業者等の経営基盤の強化及び経営の革新に対して、主体的かつ積極的に支援するよう努めるものとする。

2 経済団体は、市が実施する中小企業・小規模企業振興施策に協力するよう努めるものとする。

3 経済団体は、中小企業者及び小規模企業者の組織化並びに中小企業者等の育成に努めるものとする。

【説明】

第7条は、中小企業・小規模企業の振興における、経済団体が努める役割について定めています。

第1項では、経済団体は、中小企業・小規模企業の振興に向けて、中小企業者等の前向きな取組を後押しする身近な機関であることから、中小企業者等の経営課題等を把握し、その発展に向けた指導、支援に努めることとしています。

第2項では、経済団体が行き組む施策のほか、市が中小企業・小規模企業の振興に関する施策を実施する際に、協力するよう努めることとしています。

第3項では、様々な機関との連携が、複雑化する経営課題の解決や、経営の安定化につながることから、経済団体への加入などの組織化のほか、中小企業者及び小規模企業者の育成に努めることとしています。

(金融機関の役割)

第8条 金融機関は、中小企業者等の円滑な資金調達、経営基盤の強化、経営の革新、事業承継及び創業を積極的に支援するよう努めるものとする。

2 金融機関は、中小企業・小規模企業の振興が地域経済の発展及び市民生活の向上に果たす役割の重要性を理解し、市が実施する中小企業・小規模企業振興施策に協力するよう努めるものとする。

【説明】

第8条では、中小企業・小規模企業の振興における、金融機関の役割について定めています。

第1項では、中小企業者等への円滑な資金の供給や、経営基盤の強化、経営の革新、事業承継、創業への支援を積極的に行うよう努めることとしています。

第2項では、中小企業・小規模企業の振興の重要性を理解し、市が中小企業・小規模企業の振興に関する施策を実施する際に、協力するよう努めることとしています。

(教育機関等の役割)

第9条 教育機関等は、中小企業者等の事業活動による地域経済への貢献について児童及び生徒等の理解が進むよう努めるとともに、教育活動を通じて、勤労及び職業に対する意識の啓発に努めるものとする。

【説明】

第9条では、中小企業・小規模企業の振興における、教育機関等の役割について定めています。

身近な地域の企業は経済の仕組みについて早くから触れることで、将来社会の一員になる意識が形成され、地域を支える人材につながると考えられることから、意識啓発に努めることとしています。

(市民の理解と協力)

第10条 市民は、中小企業・小規模企業の振興が地域経済の発展及び市民生活の向上に果たす役割の重要性を理解し、市内において生産され、製造され、及び加工される製品並びに提供されるサービスの利用に努めるものとする。

【説明】

第10条では、条例の有効性を確保するために不可欠な、市民の理解と協力について定めています。

中小企業・小規模企業は、様々な商品・サービスの提供や技術の開発・継承のほか、将来を担う人材の育成など、地域経済の発展や市民生活の向上に重要な役割を果たしており、このことに対する市民の理解が深まることで、本市経済の更なる発展につながるものと考えます。

また、市内で生産された商品の購入やサービスの利用等を通じ、地域内の経済循環を促進し、中小企業者等の育成及び発展への協力を求めるとともに、一緒にまちづくりに取り組んでいくことへの協力を努めることとしています。

(施策の基本方針)

第11条 市は、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業・小規模企業振興施策を実施するものとする。

- (1) 中小企業者等の経営基盤の強化及び経営の革新を促進すること。
- (2) 中小企業者等の新たな事業の展開及び販路開拓を図ること。
- (3) 中小企業者等の人材の育成、確保、定着及び雇用の創出を推進すること。
- (4) 中小企業者等の資金調達の円滑化を図ること。
- (5) 中小企業者等の事業承継の円滑化を図ること。
- (6) 創業の促進を図ること。
- (7) 地域経済の循環の促進を図ること。
- (8) 安心して働くことができる労働環境の整備を図ること。
- (9) 中小企業者等と連携を図りながら、児童及び生徒の勤労観及び職業観の形成に努めること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

【説明】

第11条では、基本理念に基づき、市が取り組む中小企業・小規模企業の振興施策の基本的方針を定めています。

ここで定めた基本方針に基づき、市がその責務として総合的な中小企業・小規模企業振興の具体的な施策の展開を図っていくこととなります。

第1号では、中小企業者等の経営基盤の強化や経営の革新を支援することを定めています。

第2号では、中小企業者等の事業拡大や販路開拓を支援することを定めています。

第3号では、中小企業者等の人材の確保、育成、定着を支援し、雇用の安定を促すこと、雇用の創出を図ることを定めています。

第4号では、中小企業者等の事業活動を促すため、資金調達を円滑にするよう定めています。

第5号では、中小企業者等における事業承継を支援することを定めています。

第6号では、創業を促進することを定めています。

第7号では、例えば電子地域通貨の取組などにより、地域の経済循環を促進することを定めています。

第8号では、労働環境の整備に努め、勤労者が安心して働くことのできる職場づくりを推進することを定めています。

第9号では、次代を担う子どもたちの勤労観及び職業観の形成について定めています。

第10号では、第1号から第9号までに掲げるもののほか、中小企業・小規模企業の

振興を図る取組を定めています。

(実施状況の公表)

第12条 市は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策の実施状況について、公表するものとする。

【説明】

第12条では、中小企業・小規模企業の振興施策の実施状況について、ホームページ等により公表することについて定めています。

(意見の反映等)

第13条 市は、中小企業・小規模企業振興施策の推進に当たっては、中小企業者等をはじめとする関係者の意見を反映し、より効果的な施策を実施するため、中小企業者等をはじめとする関係者と、当該施策に関する意見を交換するための場を年1回以上設けるよう努めなければならない。

【説明】

第13条では、効果的な中小企業・小規模企業の振興施策を推進していくため、中小企業者等の現状や課題、課題解決に向けた方法などについて意見交換の場を設けることにより、施策の実施状況を把握し、その結果を施策の推進に反映していくことを定めています。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

【説明】

第14条では、本条例の施行に当たって必要な場合は、市長が規則や要綱等を別に定めるとしています。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。